

長野市監査委員告示第11号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、長野市長から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定によりその内容を公表します。

平成24年 6 月26日

長野市監査委員	増	山	幸	一
同	轟		光	昌
同	寺	澤	和	男
同	小	林	秀	子

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・後期）（23 監査第 112 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>1 計画・設計及び積算について 施設設備等設置工事の計画・設計及び積算に関し注意すべきもの (報告書 3 ページ)</p> <p>信州新町美術館空調設備改修工事及び博物館事務室冷暖房設備工事は、指名競争入札方式により、それぞれ 3 回及び 2 回の開札を経て契約となったものである。</p> <p>入札経過を確認したところ、不調は入札事業者の応札額が最低制限価格未満となったり、入札を辞退したことなどによるものであった。そのため、使用頻度の高くなる夏季前の施設整備を目指していたが、結果的に稼働は秋口となってしまった。</p> <p>不調となった原因として、一つには、当該工事費の大半を占める空調機器（パッケージ・エアコン）の価格が適正ではなかったということが考えられる。</p> <p>また、二つとして平成 23 年 3 月 11 日発生の東日本大震災以降、国内製品（とりわけ電機機器類）の生産状況の変化や国内の電力供給不足などから、節電効率の良い製品需要の高まりなど、市場価格の変動があったことが考えられる。</p> <p>そのような中、事業担当課では市場価格に見合うようメーカーのカタログ価格やホームページ等の小売価格に査定率を掛けて製品価格の単価を決定しているが、市場の実勢価格との間に乖離が生じている状況が伺えた。</p> <p>一般的に公共工事の発注に当たっての製品価格の単価決定は、</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 実施設計単価 (2) 物価資料（「建設物価」及び「積算資料」）単価 (3) 前述の(1)及び(2)によらない場合は参考見積りを 3 者以上に依頼し、徴取及び決定した単価 <p>などの方法で決定するとされているが、今後汎用性のある製品の価格決定に際しては、財団法人経済調査会^(注)など第三者機関への委託なども検討し、入札時における市場価格の把握と精査に一層努められたい。</p> <p>(注) 財団法人経済調査会とは、資材価格、工事費、関連指標など建設経済分野の実態調査を行うほか、その情報を定期刊行物や講習会等を通じて提供するなどの事業を展開する価格調査機関</p> <p style="text-align: right;">(博物館・建築課)</p>	<p>この 2 件の工事については、工事費の内、約 7 割から 8 割が空調機器本体の価格が占めており、この価格設定において設計価格と市場価格（実勢価格）が大きく相違していたことにより、不調となったものと考えられる。</p> <p>現在、機器の設計価格については、年 1 回行っている「長野市公共工事建築積算基準」の改定（単価改定）時に、メーカーのカタログ価格に対する機器査定率を設定し、設計・積算している。</p> <p>今回の事例から、機器の市場価格は、メーカーの生産状況の変化や需給バランス等で変動していることが考えられる。</p> <p>今後は、毎月発行されている「物価資料」等により、最新情報を把握し、適正な市場価格を設計価格に反映してまいりたい。</p> <p style="text-align: right;">(建築課)</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・後期）（23 監査第 112 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>2 契約について</p> <p>(1) 工事発注及び契約変更に関し注意すべきもの</p> <p style="text-align: center;">(報告書 3～4 ページ)</p> <p>戸隠牧場管理道路整備工事は、平成 22 年 12 月 15 日から平成 23 年 3 月 31 日までの契約期間で工事着手したが、施工箇所が上信越高原国立公園内であったことから環境省との協議及び積雪等により、平成 23 年 6 月 15 日まで工事期間の延長を行った。また、平成 23 年 4 月に工事再着手したところ、融雪水量の影響のため平成 23 年 6 月予定の牧場オープンに間に合わせるためには、設計の増額変更が必要であることが判明した。そこで、工事の進捗よくに合わせて平成 23 年 6 月 8 日付けで契約額を変更し、契約期間末の 6 月 15 日に竣工したものである。</p> <p>今後工事発注に際しては、事業目的や地域性を考慮し、施工時期を十分見極められたい。また、適正な事務処理のため請負事業者に対し、仮設、施工方法など詳細な施工計画書を求めるなど適切な指導・監督に努められたい。併せて、特に必要な場合に限り変更協議等を行うなど、工事請負契約書（長野市請負契約約款）に基づき、安全かつ適正な施工に一層努められたい。</p> <p style="text-align: right;">(農政課)</p>	<p>特に環境省等との協議が必要な地域や豪雪地等での施工の場合は、測量・設計から協議までを早期に完了させ、適期に発注できるよう計画的な事業の執行に努めるよう課内で確認した。</p> <p style="text-align: right;">(農業政策課)</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・後期）（23 監査第 112 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>（2）変更契約に関し注意すべきもの （報告書 4 ページ）</p> <p>西部中学校屋内運動場・プール改築建築主体工事等は、平成 22 年 9 月 17 日から平成 23 年 10 月 31 日までの契約であったが、平成 22 年 10 月の試掘調査で埋蔵文化財が確認されたため、その調査期間の約 3 箇月間工事着手ができない状況となった。</p> <p>そのような中で、当初契約が約 13 箇月間に及ぶ工期設定であり、学校行事等学校運営に極力支障を来さない配慮が必要であったことから、契約期間を延長せずに工事進捗を図った。しかしながら、当初契約期間末の平成 23 年 10 月初旬に、1 年前の埋蔵文化財発掘調査による工事着手の遅れを理由として約 1 か月半の工期延長を行い、平成 23 年 12 月 14 日に竣工したものである。</p> <p>一般的な公共工事の契約期間については、工事種別や設計金額並びに作業工程等の実働日数、準備・後片付けや不稼動日数などを加味した標準工期に基づき定められている。当該工事のように埋蔵文化財の発掘調査という不測の事態が発生した場合、あらかじめ発注者、請負事業者及び中学校の関係者などと十分協議し、契約変更の手続きについては、その必要が生じた都度行うことにより、安全かつ適正な施工となるよう配慮する必要がある。</p> <p>今後は、長野市契約規則などに基づき、設計変更事務の適正化及び契約事務の簡素化と合理化に一層努められたい。</p> <p>（教育委員会総務課・建築課）</p>	<p>不測の事態が発生し、施工できない期間が生じた場合は、関係者と協議の上、速やかに工期延長の手続きをするなど、必要の都度、適切な処理をすることを課内に周知した。</p> <p>（建築課）</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・後期）（23 監査第 112 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>(指摘事項)</p> <p>(3) 工事の発注に関し注意すべきもの （報告書 4～5 ページ） 若里多目的スポーツアリーナ非常放送設備修繕工事は、請負契約金額100万円未満の随意契約方式による工事として、平成23年10月12日から平成23年12月2日に実施した。 非常放送設備は、若里多目的スポーツアリーナ建設時に当該請負事業者が設置したものであることから、通常の保守点検業務も当該請負事業者が実施していたところ、当該設備が突然故障したため、急きょ工事発注の必要が生じたものである。 また、当該請負事業者は、この工事とは別に、若里多目的スポーツアリーナ音響設備他改修工事を平成23年8月31日から平成24年3月15日までの契約で施工していた。 両工事について現場実査を行ったところ、「同じ施設内」、「施工期間の重複」及び「同工種（同一業者）」であり、事業内容の同一性を失わないものであること、当該非常放送設備修繕工事費から判断すると随意契約方式でなく、先に発注した若里多目的スポーツアリーナ音響設備他改修工事の設計変更（増工分）として対応すべきものと考えられる。 この場合、あらかじめ請負事業者と設計変更に至る経緯や機器の状況確認等の協議及び承諾は必要となるものの、同一施設内の工事として調整が可能なこと及び請負事業者側も新たな人員配置が必要ないことなど早急かつ確実な施工が可能であり、間接工事費等経費の節減も期待できる。 今後は、平成23年12月1日施行「長野市建設工事等設計変更及び契約変更事務取扱要領」などに基づき、設計変更事務の適正化及び契約事務の簡素化と合理化に一層努められたい。 （観光課）</p>	<p>若里多目的スポーツアリーナ非常放送設備修繕工事は、当該設備が突然故障したため、急きょ発注したものである。今後、発注にあたり、工種、工期及び請負業者をよく確認し、設計変更（増工又は計画変更）が可能であれば、設計変更として対応していくこととした。 （観光振興課）</p>

措置の通知書

平成 23 年度 随時監査（工事監査・後期）（23 監査第 112 号）分

指摘事項及び意見	措置（改善）状況
<p>（指摘事項）</p> <p>(4) 小規模工事の発注に関し注意すべきもの （報告書 5 ページ）</p> <p>契約金額 50 万円以下の工事（以下、「小規模工事」という。）において、舗装修繕工事（オーバーレイによる舗装クラック修繕工事）における工種が「舗装」ではなく、「土木一式」として事業者を選定した事例が見受けられた。</p> <p>また、現場実査を行ったところ施工範囲の確認や指示等があいまいなため、既設部分との擦付けや舗装クラック部分の修繕が十分行われていない箇所が散見された。</p> <p>小規模工事は、各事業担当所属長を委員長とした「業者選定委員会」において施工事業者を選定することにより入札が不要となり、舗装復旧工事など緊急な対応において有効な手法である。当該工事のように工種に見合った事業者を選定しなかった場合は、発注者が要求した成果を得られないこと、追加の修繕工事を再発注しなければならないことなど投資費用に見合う効果が期待できない場合もある。</p> <p>今後は、業者選定委員会において、施工事業者の適正や現場状況の把握を担当者のみに委ねるのではなく、適切な事業者選定及び指導並びに複数の職員によるチェック体制の強化に努められたい。</p> <p style="text-align: right;">（豊野支所）</p>	<p>当該工事では「舗装」工種で登録の有る業者を選定しているが、書式に記入の際に誤ったものである。</p> <p>今後は、業者選定委員会において、業者選定における留意事項についての項目と、現場状況の把握も含め複数の職員でチェックする体制を強化することで改善を図った。</p> <p style="text-align: right;">（豊野支所）</p>